

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、六月二十二日とする。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治